

# 生活のきまり(三笠中学校校則)

## 1 登下校

- (1) 8:05までに校門を通過し、8:10までに教室へ入室する。8時15分までに朝読書が始められるようにする。
- (2) 全校朝会・学年朝会は8時10分に集合完了し、朝会が始められるようにする。
- (3) 登校後は無断で外出しない。やむを得ない用事で外出する場合担任に届けてから外出する。
- (4) 欠席・遅刻・早退をするときは担任に届ける。
- (5) 自転車通学は、原則2km以上とする。
- (6) 自転車通学生は必ずタスキ、ヘルメットを着用する。
- (7) 完全下校時刻(下の表を参照)を厳守する。

4・9・※10月	5～7月	11月・※10月	12月	1月	2月	3月
18:15	18:45	17:30	17:15	17:30	17:45	18:00

※ 10月の練習については、新人戦までは18:15まで、新人戦以降は17:30までとする。

※ 日没時間の状況で終了時間を多少ずらす場合もある。

## 2 学習

- (1) 忘れ物をしたときには、事前に教科担任に届ける。
- (2) 保健室を利用するときは担任、教科担任に届ける。
- (3) 10分の休み時間は、次の授業への準備時間である。一分前着席ができるようにする。
- (4) 学習に必要なもの以外は一切持ち込まない。(スマートフォン、携帯電話、タブレット端末などを含む) 持込みがあった場合には、家庭に連絡し、指導する。

## 3 施設・備品

- (1) 施設・備品を破損したときは、すぐに担任に届け出る。故意に破損した場合には、弁償する。
- (2) 昼休み等、以下の場所には許可なく立ち入らない。  
・体育館 ・駐車場 ・駐輪場 ・特別教室棟 ・武道館 ・各部室 ・弓道場
- (3) 図書室利用については図書室のきまりをきちんと守る。
- (4) 職員室へ入室するときは、許可を得てから入室し、用件がすんだら速やかに退出する。

#### 4 身なり

- (1) 別記の制服を着用し、ネームをつける。中間服・夏服の下に着るものは、白の肌着（ワンポイント可）とし、色つき肌着は認めない。
- (2) カバンは、学校で指定されたカバンを使用する。
- (3) 靴は、男女とも白の運動靴とする。
- (4) 靴下は男女とも白色のスクールソックスとする。ただし、厳寒期、女子は黒色のタイツを着用しても良い。
- (5) 厳寒期の登下校の際は、手袋・マフラーを着用しても良い。ただし、色は白・黒・紺・茶・灰とし、校舎内での着用は認めない。ジャンパー・コート等の防寒具の着用は認めない。
- (6) 頭髪は、中学生らしい髪型とする。なお特別なカットは禁止とする。生徒会で決定した頭髪についてのきまり（別記）を守る。
- (7) 女子は肩につく長さになったら黒・紺・茶のゴムで結ぶ。ヘアピンは使用してもよいが、黒・紺とし装飾的な使用はしない。
- (8) 眉そり、毛抜きなど眉毛に手を入れる行為をしない。  
(該当の生徒は中体連等の大会に出場させない。)

(別記)

頭髪についてのきまり

(2001. 1. 15 三笠中生徒会)

- 1 横髪は耳が全部隠れない程度
- 2 後髪は首が全部隠れない程度
- 3 前髪は目にかからない程度
- 4 髪にヘアカラーなど色をつけたりしない
- 5 パーマの使用は禁止
- 6 整髪料の使用は禁止

4・5・6については男女共通

きまりを守るために、これらの活動を続けます。

(2001. 1. 15 三笠中生徒会)

- 1 生活点検を毎日行う。  
各クラス、生活部を中心に違反者のチェックを行い記録する。
- 2 違反が目立つ生徒に対しては、生徒会として対策をたてる。
- 3 校則を守る会を開き、各クラスの状況を把握し、対策をたてる。  
月に2回ライフアドバンス活動（生徒会生活部役員、生徒会執行部、各クラス生活部部長）を開き、各学級の現状を報告するとともに、対策をたてる。